

取引価格情報の提供制度に関する検討委員会

1. 目的

- ・平成17年度から三大都市圏の政令指定都市等を中心に取引価格調査を実施し、平成18年4月から個別の物件が特定できないよう配慮して公表。
- ・同時に実施したインターネット調査では、情報の提供内容等に対して多くの意見が寄せられた。
- ・規制改革会議からは、平成18年度中に安定的な取引価格情報提供制度のあり方について検討し、結論を得ることになっている。
- ・このため、検討委員会を設置し、現行の取引価格情報の提供の実績を検証し、今後の安定的な提供制度等について検討。

2. 検討の方向性

これまでの実績を検証し、アンケートの回収率、提供内容等について改善すべき方法を検討し、法制化の可否も含め安定的な取引価格情報提供制度のあり方について結論を得る。

(参考)

- ・4月27日から提供を開始。これまで約1千万件以上のアクセス。
- ・インターネット調査によれば、利用者は、生活者31%、不動産業31%、不動産・金融・建設業以外の業種20%。利用目的は、個人的な不動産取引の参考が42%、業務での不動産取引の参考が34%。
- ・情報の提供内容について現行で良いとするのは8%。前面道路の状況、最寄り駅、容積率などの情報付加の改善要望有り。
- ・現在、取引価格のアンケートの回収率は約25%。

3. 検討項目

(1) 取引価格情報の提供制度のこれまでの実績の検証

(2) 安定的な情報提供体系の検討

- ・取引価格情報提供制度の特性の確認
- ・提供されるべき取引価格情報のあり方
- ・安定的な情報提供体系
- ・安定的制度に向けた回収率の向上

(3) 法制化の可否の検討

4. 検討の進め方

- ・10月13日に第1回委員会を開催し、本年度中（来年1月をメド）に結論を出す。